

四日市市建設工事等入札参加資格停止基準

(目的)

第1条 この基準は、四日市市請負工事の一般競争入札発注基準及び指名競争入札参加者選定要綱(平成21年四日市市告示第279号)第6条の規定に基づき、建設工事等の適正な施工を確保するため、入札参加資格者名簿に登録された業者の入札参加資格停止に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び測量、建設コンサルタント等に関する事業をいう。
- (2) 有資格業者 四日市市工事執行規則(昭和46年四日市市規則第34号)第5条第2項の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録された建設工事等の業者及び有資格者を構成員とする共同企業体をいう。
- (3) 市発注工事 四日市市(四日市市土地開発公社を含む。)、四日市市上下水道局、市立四日市病院が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 三重県内における市発注工事以外の建設工事等(民間工事を含む。)をいう。
- (5) 役員等 法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人をいう。
- (6) 使用人 役員等以外の職員をいう。
- (7) 資格停止 有資格業者が別表各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、同表に定めるところにより、期間を定めて市発注工事の入札参加資格を停止する措置をいう。

(資格停止の決定)

第3条 資格停止の決定は、四日市市請負工事入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)に諮り、市長が決定する。

(資格停止)

第4条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

2 市長は、前項の資格停止を行ったときは、建設工事等の指名を行うに際し、当該資格停止に係る有資格業者又は当該資格停止に係る有資格者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 第1項の資格停止を行ったときは、当該資格停止に係る有資格業者等が建設工事等の請負契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格

停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

- 2 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、資格停止について責めを負うべき割合等情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が1の事案により別表各号の要件の2以上に該当したときは、当該要件ごとに規定する期間の最も長いものを適用する。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は資格停止の期間を加重するものとする。(措置要件に該当する事案又は行為が当初の資格停止を行った前のものを含む。)

- (1) 資格停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の要件に該当することとなったとき。(次号に掲げる場合を除く。)

- (2) 別表第2の第2号、第3号及び第7号の要件に係る資格停止の期間満了後10カ年を経過するまでの間に、別表第2の第2号、第3号及び第7号の要件に該当することとなったとき。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、資格停止の期間は3年を超えることができない。

- 5 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。

- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付

命令若しくは審決又は競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

（3）別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項の規定の適用があったとき。（前二号に掲げる場合を除く）

（4）入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく市の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

（5）市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

（事案の報告等）

第8条 市発注工事の工事担当課長は、所掌する建設工事等について資格停止を要すると認められる事案が発生したとき又は資格停止の期間を変更し、若しくは資格停止を解除する必要があると認めるときは、遅滞なく調達契約課長に報告するものとする。

2 調達契約課長は、前項の報告があったときは遅滞なく審査会の審議に付するものとする。

（資格停止の通知）

第9条 市長は、資格停止（資格停止の期間変更及び解除を含む。）を決定したときは当該有資格業者に通知するものとする。

（資格停止の期間の始期）

第10条 資格停止の期間の始期は、資格停止の決定があった日の翌日とする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 市長は、資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し他の業者に施工させ難い工事その他特にやむを得ない事由があると認められる場合はこの限りでない。

（下請負の禁止）

第12条 資格停止の期間中の有資格業者は、市発注工事を下請負することができない。ただし、当該有資格業者が資格停止の期間の開始前に下請負した場合はこの限りでない。

（資格停止業者が合併等をした場合の資格停止の効果）

第13条 資格停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれた場合は、資格停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

（資格停止に至らない事由に関する事項）

第14条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第15条 前各条の規定は、製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 四日市市建設工事等指名停止基準（平成10年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この基準の施行の日前に旧四日市市建設工事等指名停止基準の規定に基づきなされた指名停止は、改正後の四日市市建設工事等資格停止基準の規定に基づきなされた資格停止の措置とみなす。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 三重県内で生じた事故等による基準

要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 市発注工事の契約に係る競争入札における申請書、届出書、資格確認資料等の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>2. 市発注工事を落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。</p> <p>3. 市発注工事の施工に当たり、建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であるとき。</p> <p>4. 一般工事の施工に当たり、建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であるとき。</p> <p>5. 市発注工事の施工に当たり、監督職員又は検査職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>6. 市発注工事の施工に当たり、請負者の責めに帰すべき理由により契約を解除されたとき。</p> <p>7. 市発注工事の施工に当たり、正当な理由がなく、工期内に建設工事等を完成させなかったとき。</p> <p>8. 市発注工事の施工において、四日市市工事執行規程（昭和46年四日市市訓令甲第12号）に定める工事成績が、前2年間において(1)の点数であったとき又は(2)の点数が2回あったとき。</p> <p>(1) 49点以下</p> <p>(2) 59点以下</p>	<p>6カ月 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は12カ月)</p> <p>1カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2カ月以上18カ月以内)</p> <p>2カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は3カ月以上18カ月以内)</p> <p>3カ月以上6カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は5カ月以上9カ月以内)</p> <p>3カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は5カ月以上18カ月以内)</p> <p>1カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2カ月以上18カ月以内)</p> <p>1カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2カ月以上18カ月以内)</p> <p>2カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は3カ月以上18カ月以内)</p>

要 件	期 間
<p>9. 第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	<p>1 カ月以上 12 カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 18 カ月以内)</p>
<p>10. 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に損害を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内 (過失が大きいと認められる場合は、適宜加重) (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 9 カ月以内)</p>
<p>11. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>1 カ月以上 3 カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 5 カ月以内)</p>
<p>12. 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 4 カ月以内 (過失が大きいと認められる場合は、適宜加重) (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 6 カ月以内)</p>
<p>13. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(施工管理の不適切により生じた既設施設等の損害事故)</p>	<p>1 カ月以上 2 カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 3 カ月以内)</p>
<p>14. 市発注工事等の施工に当たり、施工管理の措置が不適切であったため、既設施設等に重大な損害を与えたとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 9 カ月以内)</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく基準

要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24 カ月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2. 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>12 カ月 (第6条第2項(1)又は(2)適用は24 カ月) (第7条適用は24 カ月)</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3. 有資格業者の役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12 カ月 (第6条第2項(1)又は(2)適用は24 カ月) (第7条適用は24 カ月)</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4. 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上12 カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上24 カ月以内)</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5. 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上12 カ月以内 (第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上24 カ月以内)</p>

要 件	期 間
<p>6. 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（暴力的不法行為等）</p>	<p>1 カ月以上 12 カ月以内 （第6条第2項(1)適用に該当する場合は2 カ月以上 24 カ月以内）</p>
<p>7. 次の(1)から(10)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>資格停止をした日から当該の期間を経過し、建設工事等の請負契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。</p>
<p>(1)有資格業者の役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>24 カ月</p>
<p>(2)有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>12カ月 （第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は24 カ月）</p>
<p>(3)有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>9カ月 （第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は18 カ月）</p>
<p>(4)有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6カ月 （第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は12 カ月）</p>

<p>(5)有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>3カ月 (第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は6カ月)</p>
<p>(6)有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6カ月 (第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は12カ月)</p>
<p>(7)有資格業者である個人又は役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為(注1)を行ったと認められるとき。</p>	<p>1カ月以上12カ月以内 (第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は2カ月以上24カ月以内)</p>
<p>(8)有資格業者が、市の発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。</p>	<p>3カ月以上6カ月以内 (第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は6カ月以上12カ月以内)</p>
<p>(9)有資格業者が、市の発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p>	<p>3カ月以上6カ月以内 (第6条第2項(1)又は(2)適用に該当する場合は6カ月以上12カ月以内)</p>
<p>(10)有資格業者が、市の発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団、暴力団等関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は契約締結権者等への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。</p>	<p>1カ月</p>

注1：暴力行為とは、暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の暴行、脅迫、傷害、毀棄等をいい、この条項は当該業務に関しこれらの暴力行為を行ったと認められるときに適用する。